（前のページより続き）
公聴会
労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について（厚生労働省）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家、財団、犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価、半期報告書等の提出を要しない者を指定する公示、証票無効関係　二
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　四
会社その他
三六

本号で公布された法令のあらまし

◇**薬事法施行令の一部を改正する政令**（政令第二五四号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する必要がある医薬品として、パゾパニブ、その塩類及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年九月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百五十四号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百十八号を第百二十号とし、第八十五号から第百十七号までを二号ずつ繰り下げ、第八十四号を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六　一・三―ビス（二―クロロエチル）―一―ニトロソ尿素（別名カルムスチン）及びその製剤

別表第二中第八十三号を第八十四号とし、第六十号から第八十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五十九号の次に次の一号を加える。

六十　五―〔（四―〔（二・三―ジメチル―二Ｈ―インダゾール―六―イル）（メチル）アミノ〕ピリミジン―二―イル〕アミノ）―二―メチルベンゼンスルホンアミド（別名パゾパニブ）、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○総務省令第八十八号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）及び郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第二百二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

総務大臣　川端　達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の六の四第一項中「第五十六条の四十の三第一項第一号」を「第五十六条の四十の三第一号」に改め、「引受け、」を削り、同条第二項中「第五十六条の四十の三第二項」を「第五十六条の四十の三第二号」に改める。

附則第六条第四十九項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十四項」に改め、同条第五十項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十五項」に改め、同条第五十三項中「附則第十一条第三十九項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同条第五十四項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同条第五十六項中「附則第十一条第四十一項」を「附則第十一条第四十項」に改め、同条第五十七項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同条第五十八項中「附則第十一条第四十三項第二号」を「附則第十一条第四十二項第二号」に改め、同条第五十九項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十三項」に、「同条第四十三項第一号」を「同条第四十二項第一号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

○法務省令第三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定に基づき、法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

法務大臣　滝　実